

○実践女子学園 受託研究、共同研究、寄付研究及び研究助成の受入れに関する内規

(平成 28 月 12 月 21 日制定)

改正 平成 29 年 4 月 26 日内規

(目的)

第 1 条 本内規は、「実践女子学園 受託研究、共同研究、寄付研究及び研究助成の取扱いに関する規程」第 4 条第 3 項に基づき受託研究等の受入れに関する必要な事項を定める。

(受託研究の受入手続)

第 2 条 受託研究を受入れる際の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 受託研究の受入れを希望する者は、その旨を研究推進室（以下「所管部署」という。）に連絡する。
- (2) 所管部署は、受託研究の内容を確認のうえ、委託者及び本学研究者と協議して受託研究契約案を作成する。
- (3) 所管部署は、受託研究の受入れ及び受託研究契約の締結について、大学短大協議会に諮ったうえで、別表の区分により稟議決裁又は常任理事会審議による承認を得なければならない。
- (4) 所管部署は、受託研究の受入れが決定次第、委託者との間で、理事長名による契約を締結する。
- (5) 所管部署は、財務部経理課に対して直接経費の算出及び予算設定を依頼する。

(共同研究の受入手続)

第 3 条 共同研究を実施する際の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 共同研究の実施を希望する者は、その旨を所管部署に連絡する。
- (2) 所管部署は、共同研究の内容を確認のうえ、共同研究者と及び本学研究者と協議して共同研究契約案を作成する。
- (3) 所管部署は、共同研究の実施及び共同研究契約の締結について、大学短大協議会に諮ったうえで、別表の区分により稟議決裁又は常任理事会審議による承認を得なければならない。
- (4) 所管部署は、共同研究の実施が決定次第、共同研究者との間で契約を締結する。
- (5) 所管部署は、財務部経理課に対して直接経費の算出及び予算設定を依頼する。

(寄付研究の受入手続)

第 4 条 寄付研究を実施する際の奨学研究寄付金の受入れ等の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 奨学研究寄付金の受入れ又は納入を希望する者は、その旨を所管部署に連絡する。

- (2) 所管部署は、寄付者に対し、所定の事項を記載した寄付申込書の作成及び提出を依頼する。
- (3) 所管部署は、寄付研究の実施及び研究寄付金の受入れについて、大学短大協議会に諮ったうえで、別表の区分により稟議決裁又は常任理事会審議による承認を得なければならない。
- (4) 所管部署は、寄付研究の実施が決定次第、寄付者が必要とする書類及び寄付金納入依頼書を、寄付者に送付する。
- (5) 所管部署は、財務部経理課に対して直接経費の算出及び予算設定を依頼する。
- (6) 企画広報部は、奨学研究寄付金が学園に納入されたときは、寄付者に対して領収書及び礼状を発行する。

(研究助成の受入手続)

第5条 研究助成を受入れる際の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 研究助成の受入れを希望する者は、その旨を所管部署に連絡する。
- (2) 所管部署は、助成者に対し必要書類を交付するとともに、研究助成の決定通知など、本学が必要とする資料の手配を依頼する。
- (3) 所管部署は、研究助成の受入れについて、大学短大協議会に諮ったうえで、別表の区分により稟議決裁又は常任理事会審議による承認を得なければならない。
- (4) 所管部署は、財務部経理課に対して直接経費の算出及び予算設定を依頼する。
- (5) 企画広報部は、研究助成が学園に納入されたときは、助成者に対して領収書及び礼状を発行する。

(中学校高等学校における受入手続)

第6条 第2条から第5条までの各条第3号の規定にかかわらず、本学研究者が中学校高等学校に所属する者である場合は、大学短大協議会に代わって、校長、副校長、校長補佐及び教頭の合議を経るものとする。

(受入手続の例外)

第7条 第2条から第5条までの各条第3号の規定にかかわらず、学生の各期休業期間などやむを得ない場合は、大学短大協議会の協議を学長と研究担当理事の合議に代えることができる。

2 第2条から第5条までの各条第3号の規定にかかわらず、常任理事会が開催されないなど緊急やむを得ない場合は、理事長の仮決裁を得るものとする。なお、この場合、事後直近に開催される常任理事会において追認を得なければならない。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 26 日内規)

この内規は、平成 29 年 4 月 26 日から施行する。

別表

[別紙参照]